

[災害予防対策]

第1章

防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 組織体制の整備

1 府の組織体制の整備

府は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。

また、府と市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 平常時に活動する組織

ア 大阪府防災会議

大阪府地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

〔組織〕

会長 知事

委員 指定地方行政機関、陸上自衛隊、教育委員会、府警本部、市町村及び消防機関、指定公共機関・指定地方公共機関の長等、府知事部局の職員（副知事、危機管理監、都市整備部長）

イ 大阪府防災・危機管理対策推進本部

府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

〔組織〕

本部長 知事

副本部長 副知事（3名）、危機管理監

本部員 危機管理室長、副首都推進局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長

(2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織

ア 大阪府防災・危機管理警戒体制

災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

(ア) 大阪府防災・危機管理警戒班

〔組織〕

班長 危機管理室課長補佐

班員 危機管理室職員（管理職を除く。）

(イ) 大阪府防災・危機管理指令準備部

〔組織〕

部長 危機管理室課長又は参事

班長 危機管理室課長補佐

班員 危機管理室職員（管理職を除く。）

イ 大阪府防災・危機管理指令部

災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。

[組織]

指令部長 危機管理監

指令部副部長 危機管理室長

指令部員 報道監、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、戦略事業室事業推進課長、戦略事業室空港・広域インフラ課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎管理課長、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、港湾局経営振興課長、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長

なお、災害、事故・事件等の態様に応じ指令部員を限定して、指令部会議を開催する。

《地域情報班》 大阪府防災・危機管理警戒班又は大阪府防災・危機管理指令部が活動を開始した場合、地域の情報収集を行うために活動を開始する。

[組織]

地域情報班長 土木事務所地域防災監※

地域情報班員 府民センタービル内出先機関の職員

※土木事務所地域防災監とは、土木事務所参事兼地域支援・企画課長を指す。

（以下、同じ）

ウ 大阪府防災・危機管理警戒本部

大阪府防災・危機管理警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度5弱又は震度5強を観測したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備又は府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

[組織]

本部長 知事

副本部長 副知事（3名）、危機管理監

本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教

育長

なお、災害の態様に応じ、構成員を限定する。

《地域警戒班》 大阪府災害警戒本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。

〔組織〕

地域警戒班長 土木事務所地域防災監

地域警戒班員 府民センタービル内出先機関の職員

エ 大阪府災害対策本部

防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度6弱以上の震度を観測したとき、原子力事業者からの通報（原災法第10条第1項）を受信したとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条）を発出したとき、特別警報が発表されたとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 知事

副本部長 副知事（3名）、危機管理監

本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長

《大阪府災害対策本部地域連絡部》

大阪府災害対策本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。

〔組織〕

地域連絡部長 土木事務所地域防災監

地域連絡部員 府民センタービル内出先機関の長又は同出先機関の長が指名した者

オ 大阪府現地災害対策本部

災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するために設置する。

〔組織〕

本部長 災害対策本部長が指名する者

副本部長 災害対策本部長が指名する者

本部員 土木事務所地域防災監、府民センタービル内出先機関の長及び保健所長

なお、必要に応じてその他出先機関の長等を追加する。

カ 大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照）

水防を総括するために、設置する。

〔組織〕

水防本部長 知事

副本部長	副知事（都市整備部担当）、危機管理監
指揮監	都市整備部長、環境農林水産部長、危機管理室長
指揮監付	都市整備部技監、都市整備部次長、事業管理室長、河川室長、環境農林水産部次長、災害対策課長
指揮班長	事業管理室事業企画課参事
指揮副班長	河川環境課長、道路環境課長
現地指導班長	土木事務所長、西大阪治水事務所長、寝屋川水系改修工営所長、港湾局長、農と緑の総合事務所長、流域下水道事務所長、箕面整備事務所長
機動班長	用地課長、安威川ダム建設事務所長

キ 震災応急対策連絡会議の設置

府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。

なお、必要に応じて構成員を追加する。

(ア) 組織及び運営

a 組織構成

大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力株式会社総務室防災グループ、大阪ガス株式会社総務部、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室、大阪広域水道企業団事業管理部計画課

b 運営

会議の主催者は大阪府危機管理室長の職にある者をもってあてる。

(イ) 業務

a 被害情報及び災害応急対策に関する情報交換

b 相互協力及び応援要請の調整

c その他相互協力に関し必要な事項

2 府の動員体制の整備

府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

(1) 職員の配備基準

知事は必要に応じ各号配備を指令する。なお、府域において震度4以上の震度を観測した場合は自動配備とする。

配備人員は「大阪府災害等応急対策実施要領」に定めるところによる。

ア 非常1号配備

(ア) 災害発生のおそれがある気象予警報等により通信情報活動の必要があるとき

(イ) 府域において震度4を観測したとき

(ウ) 府域及びその周辺において災害等となるおそれがある大規模な事故等発生の情報に

より、通信情報活動の必要があるとき

イ 非常2号配備

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき
- (イ) 府域において震度5弱又は震度5強を観測したとき
- (ウ) 指令部が災害等の情報により府域及びその周辺において大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき

ウ 非常3号配備

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により大規模災害が発生したと判断したとき
- (イ) 府域において震度6弱以上の震度を観測したとき
- (ウ) 指令部が災害等の情報により府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき

(2) 大阪府水防本部の配備基準

水防本部長は、必要に応じ水防配備を発令する。なお、緊急の必要があるときは、現地指導班長が配備の発令を行う。

配備人員及び配備基準は「大阪府水防計画」に定めるところによる。

ア 警戒配備

イ 非常配備（第1配備、第2配備、第3配備）

(3) 勤務時間外における動員体制

ア 防災・危機管理当直の実施

勤務時間外における災害・危機事象にかかる原因情報等の迅速な収集と伝達を図るため、防災・危機管理当直を実施する。

イ 主要防災関係職員への早期情報伝達

災害対策本部員、防災・危機管理対策指令部員をはじめとする防災関係職員に対し、携帯電話を携帯させ、メール等により、情報伝達の迅速化を図る。

ウ 防災担当職員用住宅等の確保

防災・危機管理指令部員など主要な防災関係職員を緊急に参集させるため、庁舎周辺での住宅を確保する。

エ 職員の自動参集

職員は、府域において震度4以上の震度を観測した場合には、(1)の配備基準に基づき、自動参集する。

また、気象台から水防に関する予警報が出されたとき、水防担当者は、水防本部の指令を待つことなく自主参集する。

オ 職員の住所に着目した参集体制

大阪府災害対策本部及び府の災害対策主要施設における初動体制の迅速な確立をはじめ、市町村の被害状況及び対策状況等の収集・伝達による大阪府の災害応急対策の円滑な実施を期すため、本庁の災害対策本部、府民センタービル、広域防災拠点、後方支援活動拠点のほか、府内市町村本庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を緊急防災推進員として指名する。

緊急防災推進員は、府内で震度5弱以上の震度を観測した場合に、指定された場所に参集する。

3 市町村の組織動員体制の整備

当該市町村域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

また、市町村と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

4 その他の防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

第2 防災拠点機能の確保・充実

府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

また、府は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

1 防災拠点の定義

府における防災拠点とは、災害対策上、極めて重要な機能を発揮する、人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「現地司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地」「医療救護を行う災害拠点病院」をいう。

2 司令塔機能の整備

府は、府及び防災関係機関の防災活動における中枢的防災拠点として、災害対策本部室、意思決定支援機能や情報受発信機能等を備えた防災センターを整備し、司令塔機能の強化に努める。

市町村及び防災関係機関は、災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備するよう努める。

また、代替施設の選定等のバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

3 現地司令塔機能の整備

府は、災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するためには、情報受発信機能や現地災害対策本部室などを備えた現地司令塔機能の強化に努める。

4 広域防災拠点（物資集積・輸送拠点）の管理・運営

府は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設の適切な管理・運営に努める。

[機能]

- (1) 府の備蓄拠点、物資集積・輸送拠点
- (2) 航空機を活用した物資輸送拠点（災害時用臨時ヘリポートとして利用）
- (3) 消防、警察、自衛隊各機関の活動拠点

総則

5 後方支援活動拠点（消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地）の整備

府は、自衛隊、消防、警察等、広域応援部隊の活動拠点として、後方支援活動拠点を整備する。

6 災害拠点病院及び広域搬送拠点臨時医療施設の整備

府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、広域搬送拠点臨時医療施設を整備する。

7 地域防災拠点の整備

市町村は、当該市町村域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

第3 装備資機材等の備蓄

防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

付編

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

事故等応急対策

第4 防災訓練の実施

府、市町村をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制

災害復旧・復興対策

の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

また、業務（事業）継続計画（B C P）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

1 総合的防災訓練の実施

府及び市町村等は、関係機関及び自主防災組織等、住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 近畿府県合同防災訓練・広域応援図上訓練の実施

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、関西圏域の防災関係機関等が参加する合同防災訓練を実施する。

また、関西広域連合とともに、国、構成団体、連携県、関係機関等が参加する関西広域応援図上訓練を実施する。

第5 広域防災体制の整備

府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。

さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び構成県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるために体制を整備する。

1 広域防災体制の整備

(1) 府県間の応援体制の整備

ア 関西圏域内の相互応援体制の整備

府は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整

備を図り、さらに災害に関する関西広域連合構成団体及び連携県の情報の共有を図るなど関西圏域の府県との連携強化を進める。

イ 他ブロック間の応援体制の整備

府は、関西広域連合が締結している「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定書」、「関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、相互応援体制の整備を図り、情報交換や防災訓練の実施等を通して、九州地方知事会、関東九都県市、中国地方知事会、四国知事会との連携強化を進める。

また、関西広域連合とともに、隣接地域である中部との連携体制を整備する。

ウ 全国レベルの応援体制の整備

府は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会の調整による全国的な広域応援体制を整備し、カバー（支援）ブロックである中部圏知事会の構成県との連携強化を進めるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体や同じ地域特性を有する自治体等との間の協定締結を図る。

(2) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

府及び市町村は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

(3) 警察災害派遣隊の受入体制の整備

府警察は、大規模災害時における警察活動を迅速かつ円滑に実施するため全国的に相互応援を行う部隊として設置されている「警察災害派遣隊」との連携や受入れ体制の整備を図る。

(4) その他防災関係機関の広域防災体制の整備

その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

2 基幹的広域防災拠点との連携

国や被災府県・市町村、指定公共機関等の責任者が参集して広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔機能（合同現地対策本部機能）と、広域防災拠点のみでは対応が困難な場合に広域防災拠点を支援する高次支援機能（広域防災拠点機能）を有する基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制を構築する。

〔司令塔機能〕

総合調整機能、情報通信機能

〔高次支援機能〕

人員等輸送機能、物資輸送拠点機能、ヘリポート機能、応援要員受入機能 等

第6 人材の育成

府、市町村をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るために、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

また、府は、国や関西広域連合等が実施する専門的な研修等を活用し、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

さらに、府は、国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努める。

1 職員に対する防災教育

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ア 大阪府地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療等に関するなどを含む。）
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施
- ク その他必要な事項

2 専門教育機能の強化

府及び大阪市は、消防職員等の知識・技能の向上を図るために、複雑化する災害の態様に対応できる高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

3 家屋被害認定を行う者の育成

府は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、家屋被害認定調査員の確保・スキルアップに向け、市町村における家屋被害認定調査員向けの研修を充実する。

第7 防災に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

府は、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握するものとする。

なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

府及び市町村は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 自治体のB C P（業務継続計画）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、府内自治体の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、府及び市町村は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、自治体B C P（業務継続計画）を策定し、適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 自治体の行政機能が一部停止することによる府民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 市町村の体制整備

(1) 府

府は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得ながら、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、市町村を支援する体制の整備に努める。

ア 大阪府災害時先遣隊

府は、緊急防災推進員に加え、被災市町村の被災状況の把握や初動時の災害応急対策の実施を支援するため、当該市町村からの要請を待つことなく、府職員を派遣する体制を整備するとともに、情報収集要領を作成する。

イ 専門要員の養成

府は、関西広域連合とともに、災害支援活動で必要な要員等の養成等に努める。

(2) 市町村

ア 被災者支援システムの導入

市町村は、被災者支援システムの導入に努める。

イ 市町村における業務継続の体制整備

市町村は、B C P（業務継続計画）の策定・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

ウ 相互応援体制の強化

市町村は、相互応援協定の締結等、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 応援・受援体制の整備

府及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

ア 組織体制の整備

イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ

ウ 人的応援に係る担当部局との調整

エ 災害ボランティアの受入れ

オ 人的支援等の提供の調整

カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ

キ 人的・物的資源の管理

第10 事業者、ボランティアとの連携

府及び市町村は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定

を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、市町村は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等応急対策

災害復旧・復興対策

第2節 情報収集伝達体制の整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

府及び市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 防災情報システムの充実

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、市町村と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、府は、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府と市町村との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、市町村とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等）
- (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用して情報空白期における情報収集
- (4) リアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

2 無線通信施設の整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- (1) 府

ア 大阪府防災行政無線の整備充実

- イ 災害拠点病院への防災行政無線の整備充実
- ウ 下水道防災行政無線の整備充実
- (2) 府警察
 - 警察無線の整備充実
- (3) 市町村
 - ア 市町村防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実
 - イ 消防救急デジタル無線の整備充実
 - ウ MC A無線、衛星電話、地域FM、緊急速報メール等、様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備
 - エ 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保
- (4) 指定行政機関
 - ア 国土交通省（近畿地方整備局）無線の整備充実
 - イ 海上保安庁（第五管区海上保安本部）無線の整備充実
- (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関
 - ア 西日本電信電話株式会社等無線の整備充実
孤立防止用無線
 - イ 大阪ガス株式会社無線の整備充実
 - ウ 関西電力株式会社無線の整備充実
 - エ 大阪広域水道企業団無線等の通信回線の充実
- (6) 防災相互通信用無線の整備
 - 防災関係機関は、災害時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。

第2 情報収集伝達体制の強化

府、市町村をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（S N S）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上とともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

府は、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進めるほか、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の24時間常駐体制をとるものとする。

市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

第3 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震情報(震度、震源、地震活動等)・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ

エ 要配慮者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 緊急放送体制の整備

府及び放送事業者は、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

3 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

4 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。

5 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

府、市町村及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第4 気象観測体制の整備

府、大阪管区気象台、近畿地方整備局をはじめ防災関係機関は、相互に連携し、災害の未然防止及び被害の軽減のため、常に地震等の観測が正確に行われるよう、観測設備の整備・充実を図るとともに、観測者の技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備に努める。

防災関係機関は、気象に関する観測施設を適切に配置、整備し、観測体制の充実に努めるとともに、

防災関係機関相互の情報交換・連携や情報の一元化に努める。

1 大阪管区気象台

地上気象観測（気圧、気温、風等）、レーダー気象観測（降水等）、海洋観測（潮位、潮時等）、地域気象観測（局地的異常気象の監視）等を行う。

総則

2 近畿地方整備局

テレメータ、レーダー雨量計等による観測体制の整備を図り、風水害等の自然災害情報の収集・連絡、提供を行う。

3 府

防災テレメータ（雨量、河川水位等）、ため池防災テレメータ（ため池水位等）、土石流テレメータ（雨量等）により、風水害等の自然災害を防ぐための観測体制を整備する。

また、国が整備しているG P S 沖合波浪計や水圧式波浪計のデータ等を活用した、津波情報等の収集体制の整備に努める。

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等応急対策

災害復旧・復興対策

第3節 消火・救助・救急体制の整備

府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び原子力事業者等は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

府及び市町村は、国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力に努める。

なお、府及び市町村は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 市町村

大規模火災等の災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両等の消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設等、総合的消防力の充実に努める。

また、消防庁舎の耐震化に努める。

(2) 消防水利の確保

ア 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

イ 河川、ため池、農業用水路等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備等、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

ウ 遠距離大量送水システムの整備等、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

エ 沿岸地域においては、海水利用の消火を考慮し、消防艇の活用、巡視船艇との連携を強化する。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる

担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進等により、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフガイドケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

エ 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

オ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

3 市町村消防の広域化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。

第2 府

- 1 府は、消火・救助・救急活動体制をさらに強化するため、消防力の高度化、消防組織の広域化について、必要な助言・指導に努める。
- 2 府は、公益財団法人大阪府消防協会と連携し、消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るよう教育訓練を実施するなど、消防団の活性化を図る。
- 3 府は、消防力の充実等に対する市町村の取組みを支援する。

第3 府警察

災害発生時の救助事象に迅速かつ的確に対応するため、救助工作車等の災害活動用特殊車両、救助用重機や生存者探索装置等の救助用資機材の整備を図るなど、救出救助体制の整備に努める。

第4 第五管区海上保安本部

海上における災害発生時の救助事象に迅速かつ的確に対応するため、平常時から、船艇、航空機や災害応急対策用資機材の整備を図るなど、海難救助体制の整備に努める。

第5 連携体制の整備

府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊等は相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害派遣医療チーム（D M A T）の充実強化や実践的な訓練、ドクターへリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（D M A T）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、被災地外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時においては、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

- ア 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣と物資の供給を行う。
- イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

- (2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターへリや消防防災ヘリ、自衛隊機等の航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

府、市町村及び医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

また、府、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 連絡体制の整備

- (1) 府、市町村及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- (2) 府及び市町村は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

3 その他

- (1) 市町村は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

府、市町村及び医療関係機関は、救護所において応急処置等を行う現地医療体制を整備する。

1 医療救護班の種類と構成

府、市町村及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病・傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動が開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（D M A T）を含むものとする。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

2 医療救護班の編成基準

(1) 市町村

医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等を定めておく。

(2) 府

市町村で対応できない場合に、必要な医療救護班を編成し派遣できるよう医療救護班の編成数、構成、派遣方法等を定めておく。

3 救護所の設置

市町村は、救護所の設置場所・基準、運営方法等を定めておく。また医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

4 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

(1) 市町村

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

(2) 府

医療救護班の受入れ及び被災市町村への派遣調整を行う体制・窓口を整備する。

なお、医療救護班の受入れ・派遣調整にあたっては、府が委嘱した災害医療コーディネーターと協議・調整しながら進める。

第4 後方医療体制の整備

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

1 災害医療機関の整備

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

イ 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

(2) 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患等、特定の疾病は専門医療を必要とすることから、対策拠点として特定診療災害医療センターを整備する。

(3) 市町村災害医療センター

市町村の医療救護活動の拠点として、市町村地域防災計画で位置づける医療機関を市町村災害医療センターとして整備する。

(4) 災害医療協力病院

災害拠点病院、市町村災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

2 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策等を盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

府及び市町村は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

府及び市町村は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

(1) 災害拠点病院等での病院備蓄

ア 災害拠点病院

イ 特定診療災害医療センター

ウ 市町村災害医療センター

(2) 卸業者による流通備蓄

(3) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による流通備蓄

2 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

府及び市町村は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のた

め、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

府及び市町村は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

府、市町村及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

(1) 市町村

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(2) 府、日本赤十字社大阪府支部

医薬品等の府外からの受入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

第7 個別疾病対策

府及び市町村は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

併せて、府は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（D P A T）についても政令市や関係機関と連携の上、体制を整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

1 地域医療連携の推進

府及び市町村は、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施等、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

2 災害拠点病院等連絡協議会の設置

府は、災害拠点病院等で構成する連絡協議会を設置し、災害拠点病院間及び関係機関との連絡・協力体制を確立する。

また連絡協議会は、災害医療体制マニュアルや、災害医療研修・院内災害医療訓練・教育プログラムの策定に係る助言や企画・提案、実施に協力する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

1 災害医療に関する研修

基幹災害拠点病院は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。

2 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

府、市町村及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制の整備

府、市町村その他の防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

府及び市町村は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。また、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路として「重点14路線」を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

- ア 府県間を連絡する主要な道路
- イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路及び接続道路
- ウ 各府民センタービル、市町村庁舎等、市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路
- エ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道路

(2) 地域緊急交通路（市町村選定）

広域緊急交通路と当該市町村が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、市町村災害医療センター、災害医療協力病院及び指定避難所等を連絡する道路

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

また、河川管理者（国土交通大臣）は、緊急交通路の補完的機能を果たし、河川（淀川）における船着場と一体的に機能する緊急用河川敷道路の整備に努める。

3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

府、市町村、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に發揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

5 緊急通行車両等の事前届出

防災関係機関は緊急通行車両等として使用する計画のある車両について「緊急通行車両等事前届出」を行い、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

第2 航空輸送体制の整備

- 1 府は、負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに他府県からの広域応援の受入れや市町村への応援を迅速に行うため、広域防災拠点、後方支援活動拠点、オフサイトセンター及び災害拠点病院等に災害時用臨時ヘリポートを整備する。
- 2 市町村は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。
- 3 三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。
- 4 府及び市町村は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

第3 水上輸送体制の整備

大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、必要な施設の整備に努める。

1 港湾・漁港の整備

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。
また、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。
- (2) 国、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。
また、港湾管理者は航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

2 河川における船着場の整備

河川管理者は、災害時において、陸上輸送に代わり河川を利用した緊急物資の輸送と荷役及び人員の輸送を円滑に行なうため、背後に多くの住民が生活する都市河川に船着場を整備する。

第4 輸送基地の確保

府は、緊急物資を受付し、配送する陸上・海上・航空輸送基地を確保する。

総則

第5 輸送手段の確保

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送等による人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

災害予防対策

1 車両、航空機、船舶等の把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の配備や運用をあらかじめ計画する。

災害応急対策

2 調達体制の整備

- (1) 府は、防災関係機関の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送共同組合、一般社団法人大阪バス協会、近畿旅客船協会、佐川急便株式会社西日本支社及びヤマト運輸株式会社関西支社等の民間事業者との連携に努める。
- (2) 府、市町村その他の防災関係機関（指定公共機関、指定地方公共機関を含む。）は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。

付編

第6 交通規制・管制の確保

1 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があり、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付する。

事故等応急対策

2 府警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

ア 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

イ 災害時の信号制御システム等の整備

ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

災害復旧・復興対策

3 道路管理者

災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、

道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

4 第五管区海上保安本部

港内及び港の周辺海域における海上交通の安全を確保するために必要な資機材、船舶、航空機、要員の確保に努める。

第6節 避難受入れ体制の整備

市町村は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。

さらに、府及び市町村は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 避難場所、避難路の指定

市町村は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所について、市町村は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1m²以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2m²以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

(3) 避難路

落下物、倒壊物による危険等、避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者

の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

2 その他の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

避難場所・避難路の指定にあたり、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、府と市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

（1）避難場所

避難者1人当たり概ね1m²以上を確保できる安全な空地

（2）避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市町村は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置

第3 指定避難所の指定、整備

市町村は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定、整備する。また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の指定避難所としての利用拡大、応急住宅としての空家・空室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

1 指定避難所の指定

指定避難所は、自治会、町内会等単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- (1) 市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設については、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- (5) 関係市町は、放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。

2 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市町村は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や市町村福祉のまちづくり要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 市町村は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市町村は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

3 指定避難所の管理運営体制の整備

市町村は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

第4 避難誘導体制の整備

1 市町村

市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものと

する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市町村は、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等の地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、市町村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、府及び市町村は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第5 広域避難体制の整備

府及び市町村は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第6 危険度判定体制の整備

府及び市町村は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府は、市町村、建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

府は、応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市町村は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

府及び市町村は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府は、市町村、建築関係団体との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市町村は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

府及び市町村は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第7 応急仮設住宅等の事前準備

1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

府及び市町村は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

府は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。

また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第8 斜面判定制度の活用

府は、土砂災害から住民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

総則

1 実施体制の整備

府は、市町村、砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

2 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

3 斜面判定制度の普及啓発

府及び市町村は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第9 罹災証明書の発行体制の整備

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

府は、市町村における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等応急対策

災害復旧・復興対策

第7節 緊急物資確保体制の整備

府及び市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 給水体制の整備

1 給水体制の整備

府、市町村及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3Lの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備（浄水池・配水池容量の増強、緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕、給水栓付き空気弁〔あんしん給水栓〕、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備等）
- (2) ボトル水・缶詰水等の備蓄
- (3) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備
 - ア　迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府、市町村及び大阪広域水道企業団は相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。
 - イ　都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

2 井戸水による生活用水の確保

府と市町村は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

1 府、市町村

(1) 重要物資の備蓄

府と市町村は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

品目	算出式
食料	避難所避難者数×3食×1.2（注）。 （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人。
育児用調整粉乳	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130g/人/日。
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日。
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日。
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日。
トイレットペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日。
マスク	避難所避難者数×1.8%。

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- ア 精米、即席麺等の主食
- イ ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ウ 野菜、漬物、菓子類等の副食
- エ 被服（肌着等）
- オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- カ 光熱用品（LPGガス、LPGガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ク 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ケ 仮設風呂・仮設シャワー
- コ 簡易ベッド、間仕切り等
- サ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）

シ 棺桶、遺体袋等

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

市町村は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

ア 府

- (ア) 広域防災拠点を中心に府民センタービル等と連携した備蓄
- (イ) 備蓄物資の点検及び更新
- (ウ) 定期的な流通在庫量、他府県等の備蓄状況の調査
- (エ) 民間事業者との協定内容に基づく物資の確保、備蓄倉庫等での管理・仕分け、物流施設の活用

イ 市町村

- (ア) できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (イ) 備蓄物資の点検及び更新
- (ウ) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (エ) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）

2 関西広域連合

関西広域連合は、民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」に基づき、関西における災害時の実効性のある物資供給を推進していく。

また、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品等、備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。

3 その他の防災関係機関

(1) 農林水産省

応急用食料品の調達・供給体制の整備及び調整並びに米穀の備蓄

(2) 近畿農政局（大阪府拠点）

応急用食料品の調達・供給体制に関する連絡

(3) 近畿経済産業局

生活必需品等の供給に関する情報の収集および伝達

(4) 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品等の備蓄

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

また、府は、ライフラインに関わる事業者との日頃からの連携に努め、同事業者の防災体制の整備を促進する。

第1 上水道・工業用水道（府、市町村、大阪広域水道企業団）

災害時における被害の拡大防止、水道水・工業用水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

- (1) 上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府、市町村及び大阪広域水道企業団は互いに協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。
- (2) 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

第2 下水道（府、市町村）

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。
- (3) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

第3 電力（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等、相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を図る。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

(5) 衛星携帯電話の配備等、情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感じると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社））

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の

連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防
 - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期すため、関係事業者と協調し、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- 1 府、市町村及び大阪広域水道企業団は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第9節 交通確保体制の整備

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

府は、鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者との日頃からの連携に努め、同事業者の体制の整備を促進する。

第1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市交通局、能勢電鉄株式会社）

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第3 港湾施設（府、大阪市）、漁港施設（府、泉南市）

港湾及び漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第4 空港施設（大阪航空局、新関西国際空港株式会社）

空港管理者は、滑走路等空港施設の応急復旧及び航空機事故に伴う消火活動のための体制を整備する。また、災害発生後直ちに空港施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、応急点検体制の整備に努める。

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等、様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

1 府

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導等を円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月策定）」及び府が改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月改訂）」を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供等の支援を行う。

また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。

2 市町村

府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。

また、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市町村の条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村等が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

(1) 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難

行動要支援者の情報把握に一層努める。

(2) 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(3) 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケア等、相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(4) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

(5) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 社会福祉施設の取組み

府は、介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、被災時における施設利用者支援の確保のため、施設の所在する都道府県や他の都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう指導に努め、併せて、その状況の把握に努める。また、介護保険施設、障がい者支援施設等に関して、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市町村や府に報告する体制を確立するよう努める。

第3 福祉避難所の指定

市町村は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介護・医療的ケア等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定をするとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

第4 外国人に対する支援体制整備

府及び市町村は、府内在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や各市町村の地域国際化協会と連携し、府内在住の外国人に対しては防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。一方、来阪外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトを通じて発信する等、外国人に配慮した支援に努める。また、府は避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援ができるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの育成に努める。

第5 その他の要配慮者に対する配慮

府及び市町村は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

府域の都市部では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行う。

市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、受入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるよう、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。

また、国、府、市町村、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、国、府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府は、市町村や関西広域連合と連携して、企業等に対して次のことについて普及啓発を行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- (3) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (4) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- (5) これらを確認するための訓練の実施。

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、大規模な駅を抱える自治体は、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等応急対策

災害復旧・復興対策

第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

府は関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、府民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

第4 代替輸送確保の仕組み（バス、船舶等）

鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図る。

第5 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- ア 水道水、トイレ等の提供
- イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市町村・関西広域連合等とも連携しながら進める。